

# 「苗さん過労死裁判」 高裁判決

## 過労死認定請求を棄却

2010年5月13日（木）大阪高裁81号法廷で定刻の13時10分に判決が言い渡された。その内容は「原告の請求を棄却する」という不当判決であった。

判決後、プロボノセンターで開かれた報告集会では、まず弁護団から「弁護団も（今回の裁判長はこちらの意見もよく聴いてくれたので）期待をもって臨んだが、残念である。無残にもその期待は崩された。研究者のストレスについて、ほとんど判断されていない。労働時間についてもまったく触れられていない。悔しい判決だ。判決文の主文はたった7ページ半しかない。」と非常に残念がっていた。

原告の苗夫人も大きなショックを受け、「今は頭が真っ白で考えられないが、15年間の努力、苦しみを考えると納得できない。支援者の皆さんに勇気付けられ勝ちたいと思う。引き続きご支援をお願いしたい。」と涙を浮かべ、言葉少なに訴えていた。

最高裁への上告について、原告と弁護団早急に協議して判断すること。

「支援する会」は6月11日（金）18時半から国労会館で第2回総会を開催する。全薬会議・道修町の会員も多数参加して欲しいものである。

高橋 記